

産業廃棄物処理計画作成（変更）報告書

2023年6月30日

埼玉県東松山環境管理事務所長様



報告者

株式会社トッパンコミュニケーションズプロダクツ 嵐山工場

埼玉県比企郡嵐山町花見台6-2

工場長 中島 章生

(電話番号：0493-61-1320)

2023年度の産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成（変更）したので、埼玉県生活環境保全条例第20条第2項前段（後段）の規定により、次のとおり報告します。

事業場の名称	株式会社トッパンコミュニケーションズプロダクツ 嵐山工場
事業場の所在地	埼玉県比企郡嵐山町花見台6-2
計画期間	2023年4月1日から2024年3月31日まで
変更の概要	

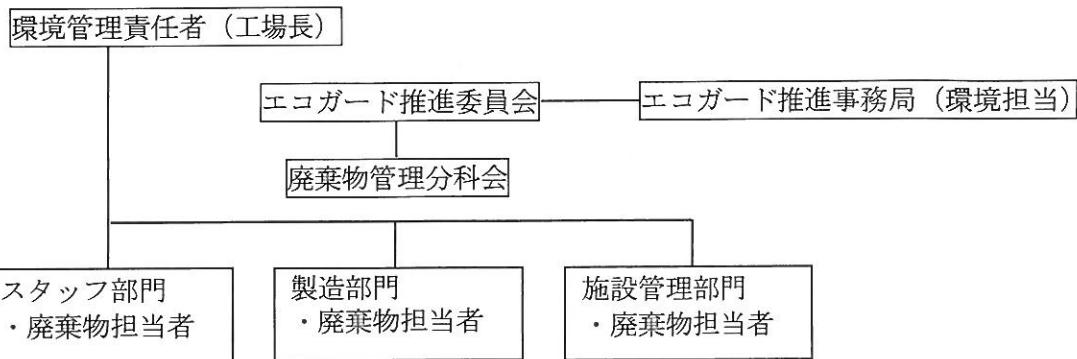
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	印刷・同関連業、印刷業、紙以外の印刷業 [1513]												
② 事業の規模	工場生産金額：8,423百万円（2022年度実績）												
③ 従業員数	426人（2023年3月末現在）												
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	<table border="1"> <tr> <td>原材料</td> <td>印刷原反、印刷インキ、希釈溶剤、湿し水、洗浄剤、木パレット等</td> </tr> <tr> <td>工程</td> <td>印刷工程 ⇒ 加工工程 ⇒ 検査工程 ⇒ 出荷</td> </tr> <tr> <td>廃産業廃棄物</td> <td>廃油、廃酸、廃アルカリ 廃プラスチック類、汚泥</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(不良品) 廃プラスチック類</td> </tr> <tr> <td></td> <td>木くず、金属くず ガラス・コンクリート・陶磁器くず</td> </tr> </table>			原材料	印刷原反、印刷インキ、希釈溶剤、湿し水、洗浄剤、木パレット等	工程	印刷工程 ⇒ 加工工程 ⇒ 検査工程 ⇒ 出荷	廃産業廃棄物	廃油、廃酸、廃アルカリ 廃プラスチック類、汚泥		(不良品) 廃プラスチック類		木くず、金属くず ガラス・コンクリート・陶磁器くず
原材料	印刷原反、印刷インキ、希釈溶剤、湿し水、洗浄剤、木パレット等												
工程	印刷工程 ⇒ 加工工程 ⇒ 検査工程 ⇒ 出荷												
廃産業廃棄物	廃油、廃酸、廃アルカリ 廃プラスチック類、汚泥												
	(不良品) 廃プラスチック類												
	木くず、金属くず ガラス・コンクリート・陶磁器くず												

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（2022年度）実績】別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
② 計画	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】別紙のとおり		
	産業廃棄物の種類		
② 計画	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラスチック類、廃酸、廃アルカリ、木くず、廃油、汚泥、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず等、種類毎での分別を徹底。
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 既に分別活動については十分徹底されているが、継続して所定の場所へ定められたものを保管することを全従業員へ周知徹底する。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度（2022年度）実績】	
① 現状		産業廃棄物の種類	
自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量		t	t
(これまでに実施した取組)			
		【目標】	
② 計画		産業廃棄物の種類	
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量		t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度（2022年度）実績】	
① 現状		産業廃棄物の種類	
自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量		t	t
自ら中間処理により減 量した産業廃棄物の量		t	t
(これまでに実施した取組)			
		【目標】	
② 計画		産業廃棄物の種類	
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量		t	t
自ら中間処理により減 量する産業廃棄物の量		t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

		【前年度（2022年度）実績】	
① 現状	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
		【前年度（2022年度）実績】	
① 現状	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者 への処理委託量	t	t
	再生利用業者へ の処理委託量	t	t
	認定熱回収業者 への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)			

		【目標】		
		産業廃棄物の種類		
		全処理委託量		t t
		優良認定処理業者への処理委託量		t t
		再生利用業者への処理委託量		t t
		認定熱回収業者への処理委託量		t t
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		t t
		(今後実施する予定の取組)		
② 計画				
※事務処理欄				

備考

- 1 「変更の概要」の欄は、変更の報告の場合に記載することとし、その記載に当たっては、変更した部分について変更前及び変更後の内容の概要を対照させること。
- 2 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記載すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記載すること。
 - (2) ②欄には、製造業における製造品出荷額（前年度実績）、建設業における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関における病床数（前年度末時点）等、業種に応じて事業規模が分かるような前年度の実績を記載すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記載すること。
- 3 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量及び自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記載すること。
- 4 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記載するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、再生利用業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の4の2第1項の認定を受けた者）への処理委託量並びに認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記載すること。
- 5 それぞれの欄に記載すべき事項の全てを記載することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記載し、当該欄に記載すべき内容を記載した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記載し、当該欄に記載すべき内容を記載した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記載すべき事項がないときは、「—」を記載すること。
- 6 ※印の欄には、記載しないこと。
- 7 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

産業廃棄物の排出量の抑制に関する事項

【前年度(2022年度)実績】							
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず	廃油	廃アルカリ	ガラス・セメント・陶磁器くず	複合材	安定型混合廃棄物
排出量	393 t	15 t	11 t	148 t	12 t	1 t	15 t
(これまでに実施した取組)							
3R(リデュース、リユース、リサイクル)活動の推進 ・廃棄物削減、生産収率向上策推進(リデュース) ・通いパレットなど資材再利用の推進(リユース) ・分別の徹底による有価物化、再資源化の拡大(リサイクル)							
【目標】							
産業廃棄物の種類	廃プラスチック類	木くず	廃油	廃アルカリ	ガラス・セメント・陶磁器くず	複合材	安定型混合廃棄物
排出量	381 t	14 t	10 t	144 t	11 t	1 t	14 t
(今後実施する予定の取組)							
3R(リデュース、リユース、リサイクル)活動を継続して推進 ・原材料購入量(IN)と廃棄物量(OUT)の相関を分析し、廃棄以前にムダな購入を抑制させる。(リデュース) ・使い捨ての木パレットを、再利用可能なプラスチックパレットなどへ見直し、廃棄物排出量を削減する。(リユース) ・シェレッダーの適材適所化により、古紙有価物量を増加させ、廃棄物排出量を抑制。(リサイクル)							

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 廃プラスチック類、廃酸、廃アルカリ、木くず、廃油、汚泥、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず等、種類毎での分別を徹底。	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 既に分別活動については十分徹底されているが、継続して所定の場所へ定められたものを保管することを全従業員へ周知徹底する。
②計画		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【目標】		【前年度(2022年度)実績】									
①現状	(これまでに実施した取組)	産業廃棄物の種類	木くず	廃油	廃酸	廃アルカリ	ガラス・セメント・陶磁器等	複合材	安定型混合廃棄物	乾電池	汚泥
		自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	ガラス・セメント・陶磁器等	0 t	0 t	0 t	0 t
		(今後実施する予定の取組) ②計画									
特になし。											

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【目標】		【前年度(2022年度)実績】										
①現状	(これまでに実施した取組)	産業廃棄物の種類	木くず	廃油	廃酸	廃アルカリ	ガラス・セメント・陶磁器等	複合材	安定型混合廃棄物	乾電池	汚泥	
		自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	ガラス・セメント・陶磁器等	0 t	0 t	0 t	0 t	
		自ら中間処理により減量 した産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t		0 t	0 t	0 t	0 t	
特になし。												
【目標】		【前年度(2022年度)実績】										
②計画	(今後実施する予定の取組) ②計画	産業廃棄物の種類	木くず	廃油	廃酸	廃アルカリ	ガラス・セメント・陶磁器等	複合材	安定型混合廃棄物	乾電池	汚泥	
		自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t	ガラス・セメント・陶磁器等	0 t	0 t	0 t	0 t	
		自ら中間処理により減量 する産業廃棄物の量	0 t	0 t	0 t	0 t		0 t	0 t	0 t	0 t	
特になし。												

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海上投入に関する事項

政治の物理的構造とその運営